

豊川市役所本庁舎における通話録音装置の設置及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、業務の公正かつ適正な執行を確保し、犯罪の防止及び職員への不正な圧力を排除する目的から、豊川市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）に設置する通話録音装置の設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 電話機での通話開始とともに又は通話中に自動又は手動で通話内容を録音し、又は記録する装置をいう。
- (2) 録音データ 通話録音装置により録音し、又は記録された音声をいう。

(管理責任者等の設置)

第3条 通話録音装置の適正な設置及び運用を図るため、当該装置が設置されている所管課等に通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、各所管課等の長をもって充てる。

2 管理責任者は、通話録音装置の運用に関する事務を行うにあたって必要があると認めるときは、通話録音装置管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を置くことができる。

3 管理取扱者は、管理責任者が命じた者をもって充てる。

(通話録音装置の設置等の公表)

第4条 管理責任者は、市のホームページ等に通話録音装置の設置及びその利用目的について公表しなければならない。

(個人情報保護)

第5条 管理責任者及び管理取扱者は、豊川市個人情報保護条例（平成16年豊川市条例第31号。以下「条例」という。）を遵守し、通話録音装置の設置及び運用に関し、適切な措置を講じなければならない。

2 管理責任者及び管理取扱者は、録音データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全管理のための必要な措置を講じなければならない。

- 3 管理責任者及び管理取扱者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(通話録音装置の使用)

第6条 職員は、通話録音装置を使用するときは、相手方に録音し、又は記録することを告知したうえで使用するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 脅迫、恐喝など不当要求行為に該当する場合、刑事事件に発展するおそれがある場合その他トラブル等に発展するおそれがあると認められるとき。
- (2) 民事訴訟に発展するおそれがあると認められるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守る必要があるとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、告知しないことがやむを得ないと認められるとき。

(録音データの保存及び廃棄)

第7条 録音データの保存期間は、録音又は記録された日から3か月間とする。ただし、法令に定めがある場合、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合、その他管理責任者が必要と認めた場合は、この限りでない。

- 2 録音データは、録音し、又は記録した時の状態で保存し、加工してはならない。
- 3 第1項に規定する保存期間を経過した録音データは、上書き等の操作により消去を行う。
- 4 録音データは複製してはならない。ただし、通話録音装置の設置の目的を達成するため特に必要であると市長が認めた場合においては、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定により録音データを電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で記録した媒体をいう。以下同じ。）に記録した場合は、当該電磁的記録媒体を、施錠することができる収納庫等に保管しなければならない。
- 6 管理責任者は、電磁的記録媒体を破棄する場合には、破碎を行うなど、

通話内容が再現不可能になる方法で破棄するものとする。

（目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第 8 条 録音データ及び電磁的記録媒体は、通話録音装置の設置目的以外の目的のために利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、条例第 11 条第 2 項の規定により行うときは、この限りでない。

2 管理責任者は、前項ただし書きの規定により録音データ及び電磁的記録媒体を利用し、又は第三者に提供しようとするときは、条例の規定に基づく所定の手続きを行わなければならない。

（開示請求等）

第 9 条 管理責任者は、自己情報に係る録音データの開示請求等があったときは、条例の規定に基づく所定の手続きを行わなければならない。

（苦情の処理）

第 10 条 管理責任者は、通話録音装置の設置及び運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、通話録音装置の設置及び運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。